

松戸市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 7 日

令和6年松戸市農業委員会6月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年6月7日午前10時30分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1 番 杉 浦 昌 平	2 番 杉 浦 勇 司
3 番 横 山 定 勝	5 番 渡 邊 洋 子
6 番 加 藤 万里子	7 番 山 口 輝 雄
8 番 戸 張 嘉 宣	10 番 川 上 博 久
11 番 渡 来 和 治	12 番 渡 邊 慶 弘
13 番 鈴 木 榮 一	14 番 湯 浅 孝 一
15 番 相 田 敏 克	
明・矢切区域 齋 藤 香	明・矢切区域 平 川 正 俊
東 部 区 域 湯 浅 雅 之	常盤平・五香区域 山 崎 唯 司
馬橋・小金区域 小 林 直 一	馬橋・小金区域 湯 浅 清

1. 欠席委員

9 番 岩 佐 忠 夫

1. 関係課出席職員 農政課

課 長 松 戸 繁 和	主 査 加 瀬 直 紀
-------------	-------------

1. 関係課出席職員 みどりと花の課

課 長 三 末 容 央	課長補佐 木 村 高 徳
-------------	--------------

1. 事務局出席職員

事務局長 加 藤 広 之	主幹兼係長 武 井 博 子
係 長 落 合 利 彦	

開会 午前１０時３０分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和６年６月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が１３名、推進委員が６名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第１４条第２項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号１４番、湯浅孝一委員、議席番号１５番、相田敏克委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日、傍聴人はいらっしゃいません。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第１号から第５号までとなっております。

なお、報告事項については第１号から第７号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第１号

議 長 それでは、議案第１号 農用地利用集積計画についての１番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課、松戸でございます。

それでは、議案第１号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件3件、再設定案件3件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、ピンクの冊子でお配りしております参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は和名ケ谷、現況地目は畑で、面積は859平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、イチゴを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、意見をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）委員 推進委員、湯浅雅之です。

借受者のお父さんは、よく知っている方です。その息子さんなら管理もしっかりやりますので、私は原案に賛成いたします。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料につきましては、1ページから2ページでございます。

当案件は新規設定案件で、対象農地は和名ケ谷、現況地目は畑で、面積は796平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、ジャガイモを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）委員 推進委員、湯浅雅之です。

農政課長の説明でよく分かりました。私は原案に賛成いたします。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の3ページから6ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は2,327平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、ピーマン等を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。原案に賛成をしたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま平川委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の7ページから8ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は2,239平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号14番、湯浅孝一です。

再設定案件であり、また、適正に管理されていますので、原案に賛成したいと思います。

議 長 ただいま湯浅孝一委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号5番をご説明いたします。

議案書1ページの5番、参考資料の9ページから10ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は和名ケ谷、現況地目は畑で、面積は1,100平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、コマツナを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の5番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、川上委員。

川上委員 議席番号10番、川上博久です。

この農地は適正に管理されています。これからも管理されていくと思います。異議ありません。よろしくお願いします。

議長 長 ただいま川上委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、6番を議題といたします。

この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります相田敏克委員は、ここで退室をお願いいたします。

(相田敏克委員退室)

議長 長 それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号6番をご説明いたします。

議案書、ページ変わりました2ページの6番、参考資料の11ページから12ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は千駄堀、現況地目は畑で、面積は885平方メートルで

ございます。利用権の種類は賃借権、期間は2年の設定でございます。

借受者の方は、サツマイモを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の6番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

齋藤推進委員 推進委員、齋藤香です。

今回の議案は、賃借権2年の再設定で、借受者は家から圃場が近く、きれいに管理してありますので私は賛成します。ご審議ください。

議 長 ただいま齋藤委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の6番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、相田敏克委員の入室を認めます。

(相田敏克委員入室)

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 松戸都市計画生産緑地地区の変更一部追加についてを議題といたします。

それでは、みどりと花の課長、説明をお願いいたします。

みどりと花の課長 みどりと花の課の三末です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号 松戸都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、ここまでの松戸市における生産緑地指定の経緯についてお話しします。

松戸市では、平成4年11月に671地区、約169.31ヘクタールの生産緑地地区を指定いたしました。その後、買取りの申出による生産緑地地区の廃止等により、令和5年度末現在で、市内には466地区、約109.31ヘクタールの生産緑地地区が指定されております。

では、議案第2号の概要について説明させていただきます。

お手元に水色の表紙の資料があると思います。これに基づき説明させていただきます。

資料につきましては、1ページ目が位置図、2ページ目が変更の前後を記載した計画図となっております。このたびの追加案件につきましては、松戸新田の1か所、1ページの赤い点の箇所となります。

次に、2ページをご覧ください。

まず、左の図、変更前の生産緑地地区を示した図となっております。今回の追加変更に関わる生産緑地地区は434号と435号の2つの生産緑地地区となります。

次に、右側の変更後の図をご覧ください。

まず、435号の生産緑地地区についてですが、その一部、黄色の点線に囲われた箇所が今年度廃止される区域となっており、それに伴い、生産緑地地区が3つに分割されることがお分かりになるかと思います。このうち435号と分割により新たに生じる728号につきましては、生産緑地地区の指定に必要な最低面積300平方メートルをクリアしておりますが、赤い箇所につきましては、面積が256平方メートルであるため、このままでは廃止をせざるを得ない状況となっております。これを防ぐため、土地所有者との協議により、青い箇所を新たに生産緑地地区として追加指定することで434号生産緑地地区と一団になることから、赤い箇所の農地が生産緑地地区として存続できることとなったものです。

よって、追加指定の面積は議案第2号にありますとおり、青い箇所の41平方メートルとなっているものです。

以上により、生産緑地地区として、緑地機能の増進により、都市環境の向上に資すると認められることから、このたび生産緑地地区の追加指定をするものでございます。

また、これに伴う434号松戸新田第12生産緑地地区の変更の内訳については、議案第2号の下の表に記載させていただいておりであり、元の面積、約0.06ヘクタールに青い部分と赤い部分の合計面積、約0.03ヘクタールを加えた約0.09ヘクタールとなるものです。

今後のスケジュールにつきましては、千葉県との事前協議を経て、7月に都市計画（案）の縦覧、8月に松戸市都市計画審議会に付議させていただき、承認後、年内の告示をもって、都市計画決定をする予定でございます。

以上、議案第2号のご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまみどりと花の課長より、内容の説明がございました。

議案第2号1番について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

齋藤推進委員 推進委員、齋藤香です。

ただいまのみどりと花の課長の説明でよく分かりました。今回の指定により、生産緑地として存続できるとのことですので、私は賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま齋藤委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長、みどりと花の課長は、公務のためここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長・みどりと花の課長退席)

◎議案第3号

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります湯浅雅之委員は、ここで退室をお願いいたします。

(湯浅雅之推進委員退室)

議 長 申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号3番、横山定勝です。

今週の月曜、6月3日、議案第3号から第5号までの審査のため、第1審査会第2班が招集され、審査会の座長を私が務めたので、ご報告いたします。

当日は、渡邊洋子農業委員、渡来和治農業委員、平川正俊推進委員、それと私の4名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番をご説明いたします。

議案書は4ページ、議案参考資料については13ページから14ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の13ページのところにございます。

申請地は3筆で、面積は合計750平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

譲受人と譲渡人の申請理由は、生前贈与のためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含め構成員3人で750日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

所有している農機具については、耕運機、トラクター、動噴、貨物自動車をそれぞれ2台ずつ所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、エダマメとカブを栽培するとのことです。

以上、審査会では、議案第3号について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されているものと判断いたしました。

これらをもって、許可すべきと意見決定を図ったところでございます。当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま横山定勝座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤委員。

加藤委員 議席番号6番、加藤万里子でございます。

お母さんから息子さんへの贈与とのことで、今までどおり耕作できると思いますので、審査会の意見に賛成したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま加藤委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第3号の1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、湯浅雅之委員の入室を認めます。

(湯浅雅之推進委員入室)

◎議案第4号

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての1番と2番を議題といたします。1番と2番は関連しておりますので、併せて説明をお願いします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の1番と2番についてご説明いたします。

議案書は5ページ、議案参考資料については、15ページから23ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の15ページのところにあります。

申請理由は、近隣の会社から要望があったためです。

土地の選定理由は、前面道路が広く、幹線道路が近いためです。

議案参考資料の17ページをご覧ください。

施設の概要については、貸車両置場です。

整地については、砂利舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、高さ1.2メートルの単管パイプと50センチの砂利止板を設置します。

他法令について、該当する法律はございません。

農地区分については、申請地は上水道管、下水道管の２種類が埋設された幅員４メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に２箇所以上の公共施設があることから、第３種農地と判断いたしました。

以上、議案第４号の１番と２番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題なしと判断いたしました。

また、農地区分については第３種農地として認められることから、許可相当との意見決定をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま横山定勝座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号14番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第４号の１番と２番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第４号の１番と２番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

続きまして、議案第４号の３番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第１審査会第２審査班座長 それでは、議案第４号の３番についてご説明いたします。

議案書は５ページ、議案参考資料については24ページから29ページになります。

申請地の位置については、24ページのところにあります。

申請理由については、近隣に資材置場を所有する会社から要望があったためです。

議案参考資料の26ページをご覧ください。

施設の概要については、貸資材置場です。

整地については、碎石舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、高さ1.2メートルの単管パイプと50センチの碎石止板を設置します。

他法令については、該当する法律はございません。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の3番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分としては第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま横山定勝座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小林委員。

小林推進委員 推進委員の小林直一です。座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま小林直一委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第4号の3番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の3番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

◎議案第5号

議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書は6ページ、議案参考資料については、30ページから34ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の30ページのところにございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由及び土地選定理由は、譲受人は松戸市内を中心に、解体業及び基礎土工工事を行っています。車両や重機の増大により、現在の置場が手狭になっているため、資材置場として使用するためです。

議案参考資料の32ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場です。

整地については、砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、土留め塀、安全鋼板、単管の柵を設置します。

他法令については、該当する法律はございません。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第5号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査の結果及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断いたしました。

また、農地区分については第2種農地として認められていることから、許可相当との意見決定をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま横山定勝座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）委員 推進委員、湯浅雅之です。

ただいまの説明でよく分かりました。私は、審査会の意見に賛成いたします。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

続いて、第5号の2番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第5号の2番について説明いたします。

議案書は6ページ、議案参考資料については35ページから39ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料35ページのところに載っています。

権利の形態は、生前贈与における所有権移転です。

申請理由は、譲受人は現在、近隣のアパートを借りていますが、今後、子どもを出産し、家族が増えることを考えると、現在の住まいが窮屈になるため、生前贈与で父親から申請地を譲り受け、専用住宅を建築するためです。

議案参考資料の37ページをご覧ください。

施設の概要については、分家住宅です。

整地については、転圧のみです。

排水については、雨水は浸透枳を設置し前面道路へ放流します。汚水は、浄化槽を設置します。

費用については、自己資金と金融機関からの借入れで賄うとのことから、残高証明書とローンの借入申込書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に一般交通の用に供さ

れている鉄道の駅があることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第5号の2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま横山定勝座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

座長の説明でよく分かりました。分家住宅ということであり、農地法上問題ないと思いますので、審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま山崎委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号の2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

続いて、議案第5号の3番と4番を議題といたします。3番と4番は関連しておりますので、併せて説明をお願いします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第5号3番と4番についてご説明いたします。

議案書は6ページと7ページ、議案参考資料については、40ページから44ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の40ページのところにございます。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

申請理由は、譲受人は現在、近隣のアパートを借りていますが、子どもの出生を機に、祖父から申請地を借り受け、専用住宅を建築するためです。

議案参考資料の42ページをご覧ください。

施設の概要については、分家住宅及び公共用道路です。

整地については、転圧のみです。

排水については、雨水は浸透枡を設置し、前面道路へ放流します。汚水は、浄化槽を設置します。

費用については、自己資金と金融機関からの借入で賄うことから、残高証明書とローンの申込書を確認いたしました。

農地区分については、申請地は上水道管、下水道管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第5号の3番と4番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま横山定勝座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、川上委員。

川上委員 議席番号10番、川上博久です。

問題ない案件と思います。賛成したいと思います。

議 長 ただいま川上博久委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号の3番と4番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書 8 ページ、報告事項 1 から 18 ページの報告事項 7 について報告させていただきます。

まず、8 ページ、報告事項 1 農地法第 3 条による届出についてですが、相続による所有権移転により 1 件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、9 ページから 10 ページ、報告事項 2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてですが、10 ページの下段に記載のとおり、4 月分として田 6 件、畑 12 件、合計 18 件の 3,459 平方メートルを受理しました。

次に、11 ページから 14 ページ、報告事項 3 農地法第 5 条による農地転用届出についてですが、14 ページに記載のとおり、田 13 件、畑 24 件、合計 37 件、1 万 8,525 平方メートルを受理しました。

次に、15 ページ、報告事項 4 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてですが、合意解約の通知が 2 件ありました。

次に、16 ページ、報告事項 5 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より 1 件の照会があり、非農地回答をいたしました。

次に、17 ページ、報告事項 6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書 1 件を交付しました。なお、引き続き農地経営を行っている旨の証明書は 8 件を交付しました。

次に、18 ページ、報告事項 7 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買取り申出が生じたため、1 件の証明書を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和 6 年 6 月総会を終了いたします。

閉会 午前 11 時 17 分